

# I 乗合・貸切・乗用関係 1. 旅客運送事業規模別事業者数

令和4年3月31日現在

事業種別	規模別	当該事業用車両数規模別事業者数										当該事業従業員数規模別事業者数										資本金規模別事業者数											
		1人1車制個人タクシー		10両まで		30両まで		50両まで		100両まで		300人まで		1,000人まで		1,001人以上		1人1車制個人タクシー		計		500万円まで		1,000万円まで		3,000万円まで		5,000万円まで		1億円まで		1億円を超える	
		合計	1人1車制個人タクシー	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	200両まで	500両まで	501両以上	1人1車制個人タクシー	10人まで	30人まで	50人まで	100人まで	300人まで	1,000人まで	1,001人以上	計	1人1車制個人タクシー	その他	計	500万円まで	1,000万円まで	3,000万円まで	5,000万円まで	1億円まで	1億円を超える	公営				
乗合	広島県	102	—	78	9	4	4	5	1	1	—	64	22	3	5	3	0	8	—	8	94	30	32	13	5	11	3	0					
	鳥取県	5	—	3	0	0	2	0	0	—	2	1	0	0	2	0	0	1	—	1	4	0	1	0	0	3	0	0					
	島根県	46	—	39	4	0	2	1	0	—	31	11	1	0	3	0	0	3	—	3	44	20	7	6	6	4	1	1					
	岡山県	47	—	30	8	4	3	2	0	—	23	14	3	5	2	0	0	0	—	0	50	10	21	6	5	5	3	0					
	山口県	40	—	26	5	5	2	0	2	—	20	7	7	3	0	2	0	2	—	2	40	12	10	10	3	3	2	1					
管内計	240	—	176	26	13	11	10	3	1	—	140	55	14	13	12	5	0	14	—	14	232	72	71	35	19	26	9	2					
貸切	広島県	102	—	64	32	5	1	0	0	—	47	41	8	5	1	0	0	3	—	3	99	26	31	20	9	11	2	0					
	鳥取県	12	—	7	4	0	1	0	0	—	5	4	2	1	0	0	0	0	—	0	12	4	3	2	0	3	0	0					
	島根県	40	—	33	6	1	0	0	0	—	22	14	3	1	0	0	0	0	—	0	39	12	9	7	6	5	0	1					
	岡山県	74	—	55	16	3	0	0	0	—	44	25	3	2	0	0	0	2	—	2	72	12	22	17	14	5	2	0					
	山口県	45	—	35	8	2	0	0	0	—	31	10	3	1	0	0	0	3	—	3	41	11	11	10	4	4	1	1					
管内計	273	—	194	66	11	2	0	0	—	149	94	19	10	1	0	0	8	—	8	263	65	76	56	33	28	5	2						
乗用	広島県	1,188	978	89	67	29	18	6	1	0	978	82	58	30	25	10	1	0	1,006	978	28	197	81	74	30	7	5	0					
	鳥取県	28	0	12	11	3	1	1	0	0	0	11	10	4	3	0	0	2	0	2	26	9	14	0	1	2	0	0					
	島根県	91	0	67	17	5	1	1	0	0	0	67	14	8	2	0	0	15	0	15	81	50	20	7	4	0	0	0					
	岡山県	308	174	83	30	10	6	3	2	0	174	83	32	12	6	1	1	0	188	174	14	120	50	41	16	9	3	1	0				
	山口県	168	62	47	32	17	8	2	0	0	62	44	30	17	14	0	0	68	62	6	101	47	29	19	5	1	0	0					
管内計	1,783	1,214	298	157	64	34	13	3	0	1,214	287	144	71	50	11	2	0	1,279	1,214	65	525	237	178	72	26	11	1	0					

(注) 複数の県の区域が存する事業者区分については、当該事業者の住所によることとした。  
事業種別の乗用は、福祉輸送事業限定などの特殊な輸送を除く。  
集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

## 2. 輸送実績からみる乗合バス事業の概況

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	キロ	千キロ	千人	百万円	円
広島県	29	99	2,020	15,549	100,259 (100)	100,050 (100)	27,102	270.3
	30	98	1,968	15,687	96,334 (96)	96,569 (97)	26,468	274.8
	元	98	2,123	16,075	94,084 (94)	93,712 (94)	25,580	271.9
	2	105	2,318	16,519	77,401 (77)	67,260 (67)	17,083	220.7
	3	102	2,235	17,175	74,942 (75)	67,737 (68)	16,930	225.9
鳥取県	29	6	353	5,799	20,695 (100)	6,183 (100)	3,468	167.6
	30	6	350	5,777	20,591 (99)	6,160 (100)	3,538	171.8
	元	5	332	5,599	19,815 (96)	6,198 (100)	3,326	167.9
	2	5	319	4,477	12,893 (62)	4,625 (75)	1,185	91.9
	3	5	296	4,489	11,872 (57)	4,524 (73)	1,222	102.9
島根県	29	51	476	7,467	22,276 (100)	7,867 (100)	4,420	198.4
	30	48	498	7,664	23,162 (104)	7,928 (101)	4,482	193.5
	元	48	467	7,178	23,259 (104)	7,823 (99)	4,308	185.2
	2	48	450	7,130	18,625 (84)	5,623 (71)	2,132	114.5
	3	47	434	7,180	19,878 (89)	5,892 (75)	2,412	121.3

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	キロ	千キロ	千人	百万円	円
岡山県	29	51	986	9,448	36,778 (100)	28,185 (100)	7,605	206.8
	30	48	979	10,982	34,988 (95)	28,605 (101)	7,346	210.0
	元	48	1,066	9,380	36,739 (100)	28,659 (102)	7,637	207.9
	2	50	1,023	9,308	28,136 (77)	19,957 (71)	4,290	152.5
	3	48	888	9,088	25,531 (69)	19,683 (70)	4,511	176.7
山口県	29	41	993	5,395	39,770 (100)	25,045 (100)	5,733	144.2
	30	43	954	5,706	40,329 (101)	24,132 (96)	5,728	142.0
	元	42	857	5,227	38,071 (96)	23,311 (93)	5,451	143.2
	2	43	1,000	5,007	30,924 (78)	18,035 (72)	3,801	122.9
	3	41	933	4,967	31,609 (79)	16,749 (67)	4,125	130.5
管内計	29	245	4,828	43,658	219,778 (100)	167,330 (100)	48,328	219.9
	30	240	4,749	45,816	215,404 (98)	163,394 (98)	47,562	220.8
	元	238	4,839	43,468	212,185 (97)	159,858 (96)	46,393	218.6
	2	248	5,110	42,441	167,979 (76)	115,500 (69)	28,491	169.6
	3	240	4,786	42,899	163,832 (75)	114,585 (68)	29,200	178.2

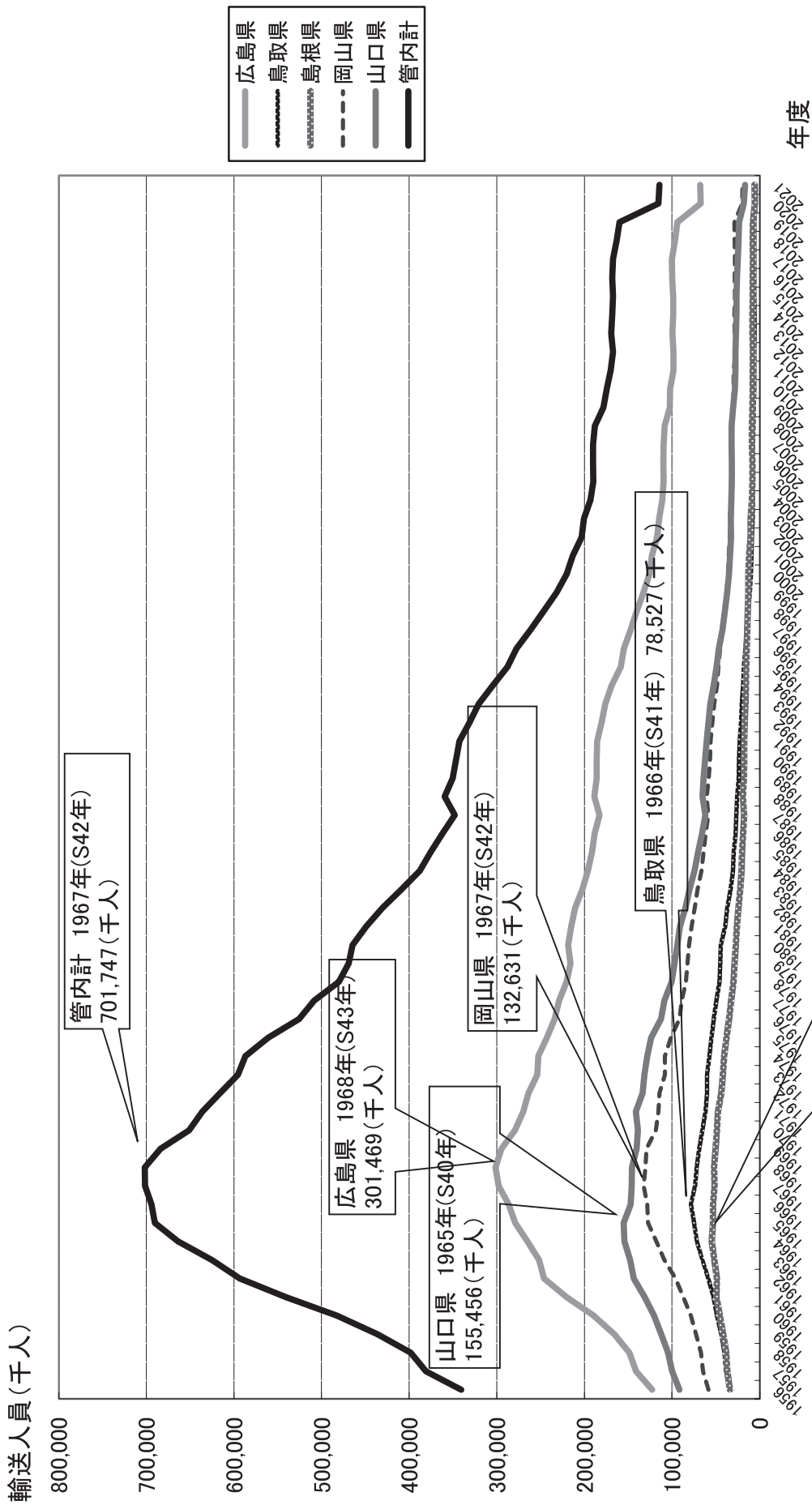
(注) 1. ( ) 内は指数 (29年度100)

2. 事業者数の管内計について、県別の合計から▲3している。

(中国JRバス(株)が、広島・島根・岡山・山口県の事業者数に重複して上がっているため)

3. 集計対象は輸送実績報告対象者としている。

### 3. 乗合バス輸送人員の推移



#### 4. 輸送実績からみる貸切バス事業の概況

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	一事業者 当たり保有 車両数	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ り収入	県別	年度別	事業者数	車両数	一事業者 当たり保有 車両数	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ り収入
広島	28	117	1,235	10.6	29,168 (100)	6,210 (100)	11,036	378.4	岡山	28	93	895	9.6	26,122 (100)	3,841 (100)	9,735	372.7
	29	114	1,241	10.9	28,206 (97)	5,872 (95)	11,085	393.0		29	92	893	9.7	22,454 (86)	3,044 (79)	8,447	376.2
	30	112	1,279	11.4	29,532 (101)	6,555 (106)	12,742	431.5		30	88	862	9.8	22,231 (85)	3,657 (95)	9,205	414.1
広島	元	111	1,233	11.1	24,398 (84)	5,467 (88)	11,226	460.1	山	元	87	845	9.7	21,840 (84)	3,259 (85)	8,835	404.5
	2	103	1,175	11.4	10,099 (35)	2,798 (45)	4,988	493.9		2	79	734	9.3	7,050 (27)	1,209 (31)	2,952	418.7
	3	102	1,185	11.6	12,144 (42)	3,328 (54)	6,253	514.9		3	75	664	8.9	7,502 (29)	1,422 (37)	3,699	493.1
鳥取	28	17	209	12.3	5,642 (100)	751 (100)	2,056	364.4	山口	28	62	478	7.7	11,722 (100)	1,670 (100)	4,927	420.3
	29	17	217	12.8	5,806 (103)	787 (105)	2,125	366.0		29	59	472	8.0	10,557 (90)	1,905 (114)	4,552	431.2
	30	17	213	12.5	5,891 (104)	698 (93)	2,104	357.2		30	57	453	7.9	10,261 (88)	1,450 (87)	4,533	441.8
鳥取	元	16	209	13.1	5,285 (94)	642 (85)	1,897	358.9	山口	元	56	439	7.8	9,482 (81)	1,380 (83)	4,150	437.7
	2	13	184	14.2	1,319 (23)	262 (35)	653	495.1		2	53	412	7.8	2,824 (24)	487 (29)	1,459	516.6
	3	12	180	15.0	1,596 (28)	335 (45)	737	461.8		3	46	369	8.0	3,494 (30)	622 (37)	1,738	497.4
鳥根	28	44	343	7.8	9,107 (100)	1,889 (100)	3,694	405.6	管内	28	330	3,160	9.6	81,761 (100)	14,361 (100)	31,448	384.6
	29	44	341	7.8	8,672 (95)	1,847 (98)	3,582	413.1		29	323	3,164	9.8	75,695 (93)	13,455 (94)	29,791	393.6
	30	42	325	7.7	7,711 (85)	1,763 (93)	3,072	398.4		30	313	3,132	10.0	75,626 (92)	14,123 (98)	31,656	418.6
鳥根	元	40	318	8.0	8,569 (94)	1,686 (89)	3,093	361.0	管内	元	307	3,044	9.9	69,574 (85)	12,434 (87)	29,201	419.7
	2	41	301	7.3	2,909 (32)	1,064 (56)	1,400	481.3		2	286	2,806	9.8	24,201 (30)	5,820 (41)	11,452	473.2
	3	41	302	7.4	3,486 (38)	1,194 (63)	1,749	501.7		3	273	2,700	9.9	28,222 (37)	6,901 (51)	14,176	502.3

- (注) 1. ( ) は指数 (28年度：100)  
 2. 事業者数の管内計について、県別の合計から▲3している。  
 (中国J Rバス(株)が、広島・鳥根・岡山・山口県の事業者数に重複して上がっているため)  
 3. 集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

## 5. 乗合事業者等に対する補助金の交付状況

### (1) 令和3年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県別	地域間幹線系統 確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金額	車両数	金額	
広島県	51	374,210	65	73,378	447,588
鳥取県	23	177,847	59	74,085	251,932
島根県	18	75,572	33	45,776	121,348
岡山県	17	122,732	12	14,477	137,209
山口県	39	381,126	60	78,881	460,007
合計	148	1,131,487	229	286,597	1,418,084

### (2) 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県別	地域内フィーダー 系統確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金額	車両数	金額	
広島県	70	101,216	5	6,075	107,291
鳥取県	10	12,420	3	2,170	14,590
島根県	11	17,260	0	0	17,260
岡山県	40	75,807	5	6,626	82,433
山口県	64	76,894	2	1,995	78,889
合計	195	283,597	15	16,866	300,463

### (3) 地域公共交通バリア解消促進等事業費国庫補助金交付額

※令和3年度完了事業分

#### バリアフリー化設備等整備事業（自動車）

単位：円

事業内容	事業者数	車両数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
ノンステップバスの導入	1	2	出雲市、松江市	144,400,000	34,344,000
福祉タクシー	14	14	広島市、岩国市他	29,207,697	8,272,000
合計				173,607,697	42,616,000

### (4) 地域公共交通確保維持改善事業（活性化・継続事業）

※感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行 単位：千円

県別	事業者数	国庫補助金額
広島県	16	96,663
鳥取県	2	15,466
島根県	4	23,512
岡山県	5	28,174
山口県	5	31,120
合計		194,935

(5) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付額

※令和3年度完了事業分

交通サービスインバウンド対応支援事業

単位：円

事業内容	事業者数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
バスロケーションシステムの導入	2	広島市・宇部市	3,617,000	1,168,000
非常用電源の導入	1	広島市	680,800	340,000
多言語化（多言語翻訳機等）	3	広島市、倉敷市他	10,636,640	3,544,000
ノンステップバスの導入	6	広島市、下関市他	215,047,154	13,635,000
ICカードシステムの導入	4	松江市・宇部市他	702,345,200	220,510,000
合計			932,326,794	239,197,000

## 6. 乗合バス事業者の輸送実績及び労働生産性

県別	従業員数 (人)	車両数 (両)	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	実車キロ (千km)	延実働車両 (日車)	営業収入 (百万円)	実働1日1車当たり		走行1km 当たり 営業収入 (円)	従業員1人 1ヶ月当たり 営業収入 (円)
								営業収入 (円)	実車キロ (km)		
広島県	2,717	1,562	63,319	65,137	54,711	396,860	15,676	39,501	137.86	240.67	480,813
鳥取県	413	280	4,495	11,528	9,620	67,346	1,205	17,886	142.85	104.48	243,046
高根県	406	263	5,099	12,137	10,478	70,879	1,415	19,958	147.82	116.55	290,352
岡山県	813	580	19,228	22,312	17,536	141,436	4,096	28,961	123.99	183.58	419,861
山口県	883	575	16,390	29,062	24,762	177,143	3,581	20,216	139.79	123.22	337,968
管内計	5,232	3,260	108,531	140,176	117,108	853,664	25,973	30,425	137.18	185.29	413,686

※平成21年度より車両数30両以上の事業者を対象に集計することとした。  
中国ジェイエーバス(株)の実績は各県(広島県・鳥根県・山口県)へ振り分けている。  
なお、岡山県の中国ジェイエーバス(株)の実績については車両数が30両以上ではないため含まれていない。



## 7. 高速バス（都市間バス）の運行状況

令和4年4月1日現在

(北陸方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島・岡山～福井・金沢・富山線	百万石ドリーム広島号	707.2	1.0	11:19	H31.4.1

(関東・中部方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～東京	ニューブリーズ	831.1	1.0	11:45	H15.12.12
2	広島・岡山～横浜・東京線	ドリーム岡山・広島号	856.0	1.0	12:56	H29.3.31
3	広島～東京	WILLER EXPRESS	817.7	1.5	12:20	H26.7.31
4	広島～東京	O.T.B.LINER	812.3	1.0	12:30	H25.8.1
5	広島～東京	JAMJAM LINER	969.7	1.0	12:50	H25.8.1
6	三原・尾道・福山～東京	エトワールセト	775.4	1.0	11:15	H1.4.20
7	広島・福山・岡山～横浜	メープルハーバー	819.9	1.0	12:40	H9.12.26
8	広島・福山～東京	ドリームスリーパー	832.9	1.0	12:10	H24.8.29
9	広島・三次～名古屋	広島ドリーム名古屋号	545.2	1.0	8:55	H1.9.8
10	鳥取～横浜・東京		697.1	1.0	12:00	H26.9.4
11	出雲・松江～東京	スサノオ	826.5	1.0	13:06	S63.12.21
12	出雲・松江・米子～名古屋	出雲・松江・米子ドリーム名古屋号	533.9	1.0	8:35	H16.9.10
13	出雲・松江・米子～東京	WILLER EXPRESS	800.3	1.0	13:05	H25.8.1
14	出雲・松江・米子～横浜・東京	キラキラ号	864.8	1.0	14:30	H26.9.1
15	出雲・松江・米子～東京	O.T.B.LINER	802.4	1.0	13:30	H29.2.10
16	岡山・津山～東京・横浜	ルブラン	734.5	2.0	11:40	H2.3.22
17	倉敷・岡山・津山～東京	ルミナス・マスカット	716.0	1.0	12:05	H2.3.22
18	倉敷・岡山～東京	ままかりライナー	702.1	1.0	11:10	H22.3.15
19	倉敷・岡山～東京	キラキラ号	678.6	1.0	10:25	H26.9.1
20	倉敷・岡山～東京	KB LINER	734.6	1.0	10:40	H25.8.1
21	倉敷・岡山～名古屋	リョービエクスプレス	348.4	2.0	5:50	H9.7.18
22	倉敷・岡山～東京・千葉	WILLER EXPRESS	692.5	1.5	11:40	H25.8.1
23	福山・倉敷・岡山～東京	JAMJAM LINER	747.0	1.0	11:21	H27.3.1
24	岡山・姫路・神戸～横浜・東京		701.3	1.0	11:40	H27.5.7
25	萩・防府・岩国～東京	萩エクスプレス	1,001.5	1.0	14:29	H5.4.24
26	広島～横浜・東京・千葉		870.0	1.0	13:00	R2.8.3
27	出雲・松江・米子～横浜・東京・千葉		866.5	1.0	14:10	R2.8.3
28	広島・岡山～東京・千葉		821.1	1.0	12:30	R3.4.27

(近畿方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～神戸	神戸エクスプレス／ハーバーライナー	313.2	2.0	4:02	H13.7.20
2	広島～大阪・京都	グラン昼特急号／グランドリーム号	339.3	4.0	5:28	H14.7.20
3	広島～大阪・京都	青春昼特急号／青春ドリーム号	381.1	3.0	6:27	H16.8.1
4	広島～神戸・大阪・京都	WILLER EXPRESS／STAR EXPRESS	391.3	2.0	7:20	H25.8.1
5	広島～大阪・京都	WILLER EXPRESS	377.6	8.0	7:10	H26.7.31
6	三次・新見～大阪	広島みよしワインライナー	305.7	4.0	4:45	S59.5.1
7	新見～大阪		234.7	2.0	3:48	H3.7.25
8	尾道・府中・福山～大阪	びんごライナー	264.4	3.0	5:28	H7.12.15
9	世羅・尾道・府中・福山～神戸	神戸ライナー	244.7	2.0	4:46	H10.7.24
10	神辺・井原・笠岡～大阪	カブトガニ号	252.5	2.0	4:45	H25.3.16
11	広島・福山～大阪	JAMJAM LINER	358.0	1.0	8:45	H28.12.22
12	鳥取～神戸・大阪	ビッグバード	207.6	19.0	3:45	S50.11.1
13	倉吉～神戸・大阪	ビッグバード	238.3	10.0	4:45	S63.10.19
14	米子～神戸・大阪	ビッグバード	258.9	18.0	3:50	S56.7.7
15	米子～神戸	ビッグバード	246.5	5.0	3:35	H7.2.28
16	鳥取～京都	鳥取エクスプレス京都号	211.7	2.0	3:26	H2.9.11
17	米子～京都	米子エクスプレス京都号	281.7	3.0	4:40	H9.7.1
18	鳥取～姫路	プリンセスバード号	125.7	4.0	2:29	H22.3.24
19	出雲・松江～大阪	くにびき	324.6	12.5	5:35	H1.4.20
20	津和野・益田・浜田～大阪	津和野エクスプレス	503.3	1.0	9:00	H3.12.7
21	江津・浜田～大阪	浜田道エクスプレス	416.5	1.0	6:31	H14.12.21
22	益田・浜田～大阪	浜田道エクスプレス	439.2	1.0	7:01	H15.10.3
23	出雲・松江～神戸	ポートルイク	310.1	3.0	5:17	H13.7.18
24	出雲・松江～京都	出雲エクスプレス京都号	347.8	2.0	5:50	H14.10.18
25	津山～大阪	中国ハイウェイバス	164.2	19.0	3:04	S50.11.1
26	玉野・倉敷・岡山～大阪	リョービエクスプレス	221.1	10.0	4:30	H1.12.1
27	岡山～大阪	吉備エクスプレス号	189.2	12.0	3:40	H12.8.10
28	倉敷・岡山～神戸	ハーバープリンス／ハーバーライナー	183.0	2.0	3:50	H6.9.1
29	岡山～神戸	リョービエクスプレス	164.0	2.0	2:45	H20.2.1
30	倉敷・岡山～京都	京都エクスプレス	223.9	7.0	4:12	H13.10.27
31	岡山～関西国際空港	関空リムジンバス	222.4	7.0	3:35	H19.4.20
32	長門・萩・防府・岩国～神戸・大阪・京都	カルスト	607.2	1.0	13:39	R2.8.2
33	広島駅北口・岡山駅西口～難波～りんくうタウン		607.3	2.0	7:00	R2.12.17

注：ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。

\*印については、高速バスの輸送実績には含まない  
運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

自動車  
交通部編

## (四国方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～今治	しまなみライナー	147.8	3.0	2:55	H11.5.2
2	福山～今治	しまなみライナー	76.7	16.0	1:30	H11.5.2
3	福山・尾道～松山	キララエクスプレス	140.9	4.0	3:00	H11.5.2
4	広島～高知	土佐エクスプレス	291.8	2.0	4:46	H12.7.20
5	広島～徳島	あわひろしま号	277.4	2.0	4:25	H14.12.21
6	広島～高松	高松エクスプレス広島号/瀬戸内エクスプレス	216.5	5.0	3:34	H12.12.15
7	岡山～高知	龍馬エクスプレス	168.8	9.0	2:33	H4.2.8
8	岡山～松山	マドンナエクスプレス	204.6	6.0	3:22	H6.11.17
9	岡山・倉敷～徳島	リョービエクスプレス	161.6	3.0	2:35	H15.4.25

## (九州方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	福山・広島～小倉・福岡	広福ライナー	284.0	10.0	4:32	H14.5.31
2	鳥取・倉吉・米子～小倉・福岡	大山号	582.3	1.0	10:40	H3.9.18
3	松江・出雲～小倉・福岡	出雲ドリーム博多号	484.7	1.0	8:52	H2.8.2
4	岡山・倉敷～小倉・福岡	ベガサス	452.0	1.0	9:12	H1.4.1
5	山口・宇部～福岡	福岡・山口ライナー	185.0	7.0	3:55	H13.10.19
6	下関～福岡	ふくふく天神号	98.9	14.0	1:40	H13.3.1
7	下松・周南・防府～福岡	福岡・防府・周南ライナー	216.9	2.0	3:58	H15.3.20
8	広島～佐賀		366.6	2.0	6:00	R3.12.17

## (中国地方)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～倉吉・鳥取	メリーバード	295.6	2.0	5:30	S63.12.21
2	広島～米子	メリーバード	202.2	7.0	3:33	H1.9.27
3	広島～松江	グラントアロー	179.3	18.0	3:18	S61.5.22
4	広島～出雲	みこと	166.0	9.0	3:11	H3.5.21
5	広島～浜田	いさりび	102.6	13.0	2:13	H3.12.8
6	広島～戸河内・美郷～益田	* 新広益線	122.9	2.0	2:50	H6.5.24
7	広島～六日市・日原～益田	* 広益線	148.7	6.0	3:18	H7.4.28
8	広島～大田	* 石見銀山号	121.0	2.0	3:04	H19.4.16
9	広島～岡山	サンサンライナー	162.4	10.0	2:32	H14.3.16
10	広島～徳山		98.3	7.0	1:40	H11.2.16
11	広島～徳山・防府		121.3	2.0	2:25	H9.5.16
12	広島～防府・湯田		145.3	3.0	3:03	S62.10.2
13	広島～柳井・田布施		87.5	5.0	1:36	H14.10.1
14	広島～岩国		57.7	15.0	1:16	H17.12.22
15	岡山～米子・松江・出雲	ももたろうエクスプレス	216.0	9.0	3:58	H9.3.16
16	岡山～倉吉	新倉吉街道エクスプレス	130.7	2.0	2:30	H16.12.18

注：ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。

\*印については、高速バスの輸送実績には含まない

運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

(同一県内)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～福山	ローズライナー	109.4	34.0	1:55	H6.3.21
2	広島～府中・平成大学	リードライナー	101.3	16.0	2:04	H7.4.26
3	広島～尾道・因島	フラワーライナー	113.2	13.0	2:20	H8.3.18
4	広島～甲山・甲奴	ピースライナー	106.3	4.0	2:03	H8.7.11
5	福山～因島	シトラスライナー	51.5	15.0	1:07	H9.10.7
6	広島～三次・庄原・東城・下帝釈	*	137.3	37.5	2:47	S63.8.22
7	広島～三段峡	* 三段峡線	59.8	4.0	1:15	S60.3.21
8	広島～東広島	グリーンフェニックス	44.9	16.5	1:01	H27.3.14
9	広島～竹原	* かがや姫号	61.2	17.0	1:25	H3.4.25
10	呉～豊島	*	52.3	11.0	1:41	H20.11.18
11	広島～豊島	* とびしまライナー	74.1	4.0	2:39	H20.11.18
12	岡山～津山	岡山エクスプレス津山号	62.5	4.0	1:50	H25.12.1
13	岡山～勝山	*	84.8	4.0	1:55	H9.4.1
14	下関～宇部	*	65.3	8.0	1:15	H14.11.1
15	山口～萩	スーパー萩号	51.5	6.0	1:10	H28.1.11
16	三次～福山線	きんさいライナー	78.9	2.0	1:50	H30.8.9

注：ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。

\*印については、高速バスの輸送実績には含まない

運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

(管外)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	高知・岡山～東京	O.T.B.LINER	801.1	1.0	12:40	H25.8.1
2	福岡・山口～東京	O.T.B.LINER	1,102.6	1.0	15:30	H25.8.1
3	福岡・広島～愛知	ロイヤルエクスプレス	820.7	1.0	12:50	H25.8.1
4	糸島・福岡・山口～兵庫・大阪・京都		713.1	2.0	12:00	R2.4.28
5	福岡・広島～兵庫・大阪		641.6	1.0	10:30	R2.10.21

注：ここに掲載している高速バスは、中国局管外に起終点を置き、中国局管内に停車する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。

運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

## 8. 貸切バス事業の運賃料金

### (1) 運賃・料金

運賃は、時間・キロ併用制運賃とする。

	上 限 額	下 限 額
運	大型車	210円
	中型車	180円
	小型車	110円
賃	大型車	7,230円
	中型車	6,100円
	小型車	5,240円
料	キロ制料金 (1 kmあたり)	40円
	時間制料金 (1時間あたり)	2,770円
	交替運転者 配置料金	30円
金	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内
	特殊車両割増料金	運賃の5割増以内

### (2) 運賃の割引

割引の種類	割引率
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体	3 割 引
学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く。)に通学または通園する者の団体	2 割 引

### (3) 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10km未満は10kmに切り上げる。
- (2) 時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

### (4) 運賃の計算方法

時間制運賃とキロ制運賃を合算した額

#### (1) 時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間と、走行時間を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額。

ただし、走行時間3時間未満の場合は、3時間として計算。

#### (2) キロ制運賃

走行距離に1キロあたりの運賃額を乗じた額。

#### (注) 1. 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間、交替運転者配置料金が含まれた場合適用する。

#### (注) 2. 車種区分

大型車・中型車・小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車…車両の長さ9メートル以上または旅客席数50人以上

中型車…大型車・小型車以外のもの

小型車…車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

(注) 3. 算出される運賃と料金を併算した額に消費税等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。

(注) 4. この運賃・料金は変更命令の審査を要さないものとして中国運輸局長が公示したものである。

(注) 5. 公示年月日 26.3.27

(注) 6. 適用年月日 26.4.1

## II ターミナル関係 1. 一般バスターミナルの現況

令和4年10月1日現在

事業者名	ターミナルの名称	位置	資本金 百万円	境域面積 (建物面積) 平方米	規模 ホーム 発着	供用開始 年月日	乗入会社	使用料金	年度	1日当たり発着回数	
										発	着
株式会社 広島バスセンター	広島バスセンター	広島市中区 基町6-27	588.9	13,474.7 (11,395.6)	ホーム 発11 着9	S 34.12.25 新施設 S 49.10.10	広島電鉄株式会社 他29社	50km未満 50km以上150km未満 180 150km以上 250 ※消費税別途加算	28	1,483	1,502
									29	1,470	1,490
									30	1,236	1,243
									元	1,380	1,388
美祿市 (山口県)	秋芳洞観光 センター	山口県美祿市 秋芳町秋吉 3506-2	-	4,606.9 (410.1)	2	S 41.1.1	防長交通株式会社 中国JRバス株式会社 船木鉄道株式会社	44	28	56	54
									29	49	48
									30	45	43
									元	40	39
									2	41	39
									3	41	40

## 2. 専用バスターミナルの現況

令和4年3月31日現在

県別	事業者名	ターミナルの名称	位置	境域面積 m <sup>2</sup>	規模 ホーム
島根県	石見交通株式会社	大田バスセンター	大田市大田町大田字大沢701-3	2,517	5
岡山県	両備ホールディングス株式会社	西大寺バスターミナル	岡山市東区西大寺上1丁目1-50	1,450	7
	宇野自動車株式会社	宇野バス表町バスセンター	岡山市北区表町2丁目3-18	3,011	5
山口県	防長交通株式会社	萩バスセンター	萩市唐樋町11-2	425	3

### Ⅲ ハイヤー・タクシー関係

#### 1. ハイ・タクシー事業の概況及び輸送実績の推移（1人1車制個人タクシ－を除く。）

県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	1事業者当 り保有台数	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	旅客収入 (百万円)	県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	1事業者当 り保有台数	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	旅客収入 (百万円)
管内計	29	637	12,912	20.3	67,909 (100.0)	438,298 (100.0)	67,110 (100.0)	高根県	29	101	1,213	12.0	5,153 (100.0)	31,583 (100.0)	5,271 (100.0)
	30	627	12,723	20.3	62,878 (92.6)	329,327 (75.1)	65,394 (97.4)		30	99	1,149	11.6	4,762 (92.4)	29,507 (93.4)	4,933 (93.6)
	1	617	12,473	20.2	60,281 (88.8)	392,351 (89.5)	60,299 (89.9)		1	98	1,127	11.5	4,312 (83.7)	27,406 (86.8)	4,593 (87.1)
管内計	2	622	12,094	19.4	38,243 (56.3)	255,210 (58.2)	39,653 (59.1)	高根県	2	99	1,024	10.3	2,674 (51.9)	17,631 (55.8)	3,024 (57.4)
	3	582	11,842	20.3	35,980 (53.0)	244,448 (55.8)	37,694 (56.2)		3	93	1,007	10.8	2,045 (39.7)	16,522 (52.3)	2,878 (54.6)
	29	240	5,601	23.3	34,709 (100.0)	218,070 (100.0)	32,640 (100.0)		29	150	3,121	20.8	12,225 (100.0)	87,744 (100.0)	14,103 (100.0)
広島県	30	234	5,543	23.7	31,971 (92.1)	206,951 (94.9)	31,443 (96.3)	岡山県	30	150	3,070	20.5	11,503 (94.1)	83 (0.1)	14,103 (100.0)
	1	227	5,393	23.8	30,961 (89.2)	197,512 (90.6)	29,116 (89.2)		1	148	3,032	20.5	10,708 (87.6)	77,164 (87.9)	12,733 (90.3)
	2	233	5,282	22.7	19,780 (57.0)	132,788 (60.9)	19,975 (61.2)		2	148	2,962	20.0	6,635 (54.3)	53,152 (60.6)	8,638 (61.2)
管内計	3	219	5,140	23.5	18,131 (52.2)	126,133 (57.8)	18,267 (56.0)	山口県	3	136	2,913	21.4	6,406 (52.4)	45,032 (51.3)	7,598 (53.9)
	29	30	687	22.9	3,786 (100.0)	24,430 (100.0)	3,743 (100.0)		29	116	2,290	19.7	12,036 (100.0)	76,471 (100.0)	11,353 (100.0)
	30	29	671	23.1	3,519 (92.9)	22,885 (93.7)	3,562 (95.2)		30	115	2,290	19.9	11,123 (92.4)	69,901 (91.4)	11,353 (100.0)
鳥取県	1	29	664	22.9	3,177 (83.9)	20,368 (83.4)	3,213 (85.8)	山口県	1	115	2,257	19.6	11,123 (92.4)	69,901 (91.4)	10,644 (93.8)
	2	29	624	21.5	2,051 (54.2)	13,642 (55.8)	2,055 (54.9)		2	113	2,202	19.5	7,103 (59.0)	37,997 (49.7)	5,961 (52.5)
	3	27	578	21.4	2,045 (54.0)	11,106 (45.5)	1,710 (45.7)		3	107	2,204	20.6	7,353 (61.1)	45,655 (59.7)	7,241 (63.8)

(注) 1. 事業者数・車両数は福祉輸送事業限定事業者を除いた年度末の数を記載。( )内は指数[平成29年度=100]  
2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。

## 2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（1人1車制個人タクシーを除く。）

【広島県】

（令和3年度）

営業区域名	人口 住民登録 (人)	事業者数 (者)	車両数 (両)	1車当り人口 (人)	1事業者当り 車両数 (両)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	延実働 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 (円)
						事業者数 (者)	車両数 (両)										実車キロ (千円)	旅客収入 (円)	
広島交通圏	※1,191,903	72	2,902	411	40	72	2,902	1,011,551	528,071	52.2	84,954	32,940	38.8	9,134	11,898	12,124,613	62.4	22,960	142.7
	内ハイヤー	19	71	16,787	4	19	71	21,839	3,928	18.0	342	251	73.4	5	2	132,790	63.9	33,806	388.3
	訳タクシー	72	2,831	421	39	72	2,831	989,712	524,143	53.0	84,612	32,689	38.6	9,129	11,896	11,991,823	62.4	22,879	141.7
呉市 A	※211,277	17	328	644	19	17	374	111,851	60,367	54.0	6,815	2,711	39.8	797	999	1,051,245	44.9	17,414	154.3
呉市 B	※1,548	1	3	516	3	1	3	1,095	192	17.5	4	2	50.0	1	1	636	10.4	3,313	159.0
竹原市	23,993	3	37	648	12	3	37	12,596	5,109	40.6	591	256	43.3	68	92	91,989	50.1	18,005	155.6
東広島市	189,114	17	263	719	15	17	263	92,849	52,659	56.7	6,974	2,847	40.8	548	789	994,228	54.1	18,880	142.6
三原市	89,524	13	104	861	8	13	104	40,282	22,944	57.0	2,389	1,107	46.3	304	415	413,686	48.2	18,030	173.2
尾道市	※131,056	9	195	672	22	9	195	59,495	39,460	66.3	3,437	1,445	42.0	386	532	509,826	36.6	12,920	148.3
	461,718	26	838	551	32	26	838	292,107	151,576	51.9	15,201	6,450	42.4	1,704	2,445	2,420,508	42.6	15,969	159.2
福山交通圏	内ハイヤー	2	6	76,953	3	2	6	2,190	263	12.0	22	12	54.5	1	1	4,204	45.6	15,985	191.1
	訳タクシー	26	832	0	32	26	832	289,917	151,313	52.2	15,179	6,438	42.4	1,703	2,444	2,416,304	42.5	15,969	159.2
府中市	36,344	4	84	433	21	4	84	32,275	17,981	55.7	1,933	907	46.9	204	230	310,480	50.4	17,267	160.6
三次市	49,881	12	88	567	7	12	88	30,447	15,588	51.2	1,551	644	41.5	161	221	235,632	41.3	15,116	151.9
庄原市	33,028	14	59	560	4	13	52	19,072	10,503	55.1	801	329	41.1	85	109	121,079	31.3	11,528	151.2
	26,209	3	50	524	17	3	50	18,670	9,746	52.2	963	392	40.7	138	175	153,401	40.2	15,740	159.3
大竹市	内ハイヤー	1	1	26,209	1	1	1	365	245	67.1	3	2	66.7	1	1	4,971	8.2	20,290	1,657.0
	訳タクシー	3	49	535	16	3	49	18,305	9,501	51.9	960	390	40.6	137	174	148,430	41.0	15,623	154.6
江田島市	21,294	7	39	546	6	7	39	14,359	7,247	50.5	660	269	40.8	72	111	95,570	37.1	13,188	144.8
安芸高田市	27,276	6	39	699	7	6	39	12,045	6,534	54.2	518	201	38.8	40	51	62,171	30.8	9,515	120.0
山県郡	17,624	10	42	420	4	10	42	14,973	7,393	49.4	611	236	38.6	40	77	98,917	31.9	13,380	161.9
世羅郡	15,313	4	28	547	7	4	28	10,250	5,103	49.8	485	206	42.5	28	45	72,050	40.4	14,119	148.6
神石郡	8,381	6	32	262	5	5	30	10,950	5,693	52.0	552	264	47.8	24	30	81,818	46.4	14,372	148.2
豊田郡	7,140	2	3	2,380	2	2	3	1,095	788	72.0	46	21	45.7	3	4	5,478	26.6	6,952	119.1
佐伯交通圏	39,044	5	35	1,116	7	5	35	12,526	6,758	54.0	857	343	40.0	83	108	117,183	50.8	17,340	136.7
宮島	1,445	1	3	482	3	1	3	1,095	667	60.9	44	21	47.7	14	16	10,222	31.5	15,325	232.3

(注) 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。(福祉輸送事業限定事業者を除く。)

2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。

3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。

4. 人口は自治体公表の数値(令和4年3月31日現在)



## 2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（1人1車制個人タクシーを除く。）

【鳥取県】

（令和3年度）

営業区域名	人口 住民登録 (人)	事業者 数 (者)	車両数 (両)	1車当 り人口 (人)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 (円)
					事業者数 (者)	車両数 (両)									実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
鳥取交通圏	183,806	14	258	712	18	14	258	47.7	5,307	2,114	39.8	588	795	800,296	46.6	17,625	150.8
米子交通圏	146,500	9	198	740	22	9	198	52.8	5,252	2,314	44.1	613	859	842,805	58.4	21,252	160.5
倉吉交通圏	45,208	5	86	526	17	5	86	48.5	1,809	749	41.4	179	239	249,438	48.6	16,173	137.9
境港市	33,459	3	30	1,115	10	3	30	43.2	604	259	42.9	69	95	92,143	54.7	19,476	152.6
八頭郡	16,260	1	13	1,251	13	1	13	51.1	271	110	40.6	24	28	33,251	45.4	13,717	122.7
西伯郡	15,454	2	13	1,189	7	2	13	71.3	279	92	33.0	18	23	32,547	44.2	15,633	116.7
日野郡	4,213	1	3	1,404	3	1	3	69.0	91	40	44.0	6	7	13,582	52.9	17,966	149.3

【鳥根県】

松江市	198,565	21	369	538	18	21	369	48.1	6,303	2,534	40.2	681	995	1,145,134	39.2	17,695	181.7
浜田市	51,001	9	103	495	11	9	103	54.7	2,019	714	35.4	236	311	324,613	34.6	15,709	160.8
出雲市	174,538	13	238	733	18	13	238	49.2	4,379	1,861	42.5	403	606	777,600	41.1	17,164	177.6
益田市	44,619	4	72	620	18	4	72	62.1	1,761	710	40.3	211	292	326,657	42.4	19,486	185.5
大田市	33,020	6	41	805	7	6	41	52.9	761	310	40.7	78	106	125,932	37.7	15,330	165.5
安来市	36,857	5	28	1,316	6	5	28	49.6	501	205	40.9	51	78	99,039	38.5	18,602	197.7
江津市	22,326	6	31	720	5	6	31	48.0	542	198	36.5	67	85	84,922	35.3	15,140	156.7
雲南交通圏	36,857	7	38	970	5	7	38	42.1	475	198	41.7	41	56	78,428	33.9	13,423	165.1
仁多郡	11,762	3	10	1,176	3	3	10	58.1	224	95	42.4	15	18	39,136	44.8	18,460	174.7
邑智郡	10,087	7	15	672	2	7	15	41.6	167	69	41.3	11	14	31,139	28.4	12,804	186.5
鹿足郡	6,879	5	17	405	3	5	17	42.9	178	58	32.6	14	19	27,011	24.0	11,199	151.7
隠岐郡	13,645	13	45	303	3	13	45	47.2	520	228	43.8	57	88	92,850	29.4	11,971	178.6

(注) 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。(福祉輸送事業限定事業者を除く。)。  
 2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。  
 3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。  
 4. 人口は人口は自治体公表の数値（令和4年3月31日現在）

## 2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（1人1車制個人タクシーを除く。）

【岡山県】

（令和3年度）

営業区域名	人口 住民登録 (人)	事業者 数 (者)	車両数 (両)	1車当 り人口 (人)	1事業 者当り 車両数 (両)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	延実働 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 (円)
						事業者数 (者)	車両数 (両)										実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
岡山市	721,922	29	1,524	474	53	29	1,524	470,871	221,702	47.1	26,568	11,014	41.5	2,832	4,159	4,570,601	49.7	20,616	172.1
倉敷交通圏	478,844	21	633	756	30	21	633	216,225	104,779	48.5	10,994	4,616	42.0	1,134	1,504	1,904,078	44.1	18,172	173.2
津山市	98,127	11	117	839	11	11	117	44,680	21,126	47.3	2,161	987	45.7	231	302	376,430	46.7	17,818	174.2
玉野市	56,317	6	115	490	19	6	115	45,161	18,305	40.5	1,720	744	43.3	188	226	294,562	40.6	16,092	171.3
笠岡市	45,940	5	48	957	10	5	48	15,552	5,648	36.3	752	354	47.1	89	112	128,648	62.7	22,778	171.1
井原交通圏	38,478	5	64	601	13	5	64	23,458	14,490	61.8	1,465	629	42.9	128	171	223,891	43.4	15,451	152.8
総社市	69,615	5	40	1,740	8	5	40	14,859	7,997	53.8	838	333	39.7	74	92	138,610	41.6	17,333	165.4
高梁市	28,051	3	30	935	10	3	30	10,706	6,408	59.9	804	327	40.7	59	96	144,647	51.0	22,573	179.9
新見市	27,531	8	30	918	4	8	30	10,634	4,582	43.1	357	174	48.7	35	51	70,707	38.0	15,431	198.1
備前市	32,306	7	22	1,468	3	7	22	8,030	3,881	48.3	370	181	48.9	40	49	66,858	46.6	17,227	180.7
赤磐交通圏	43,559	9	50	871	6	9	50	17,915	9,491	53.0	1,040	364	35.0	67	97	158,421	38.4	16,692	152.3
瀬戸内市	36,546	7	43	850	6	7	43	16,304	8,738	53.6	881	366	41.5	55	86	122,398	41.9	14,008	138.9
美作交通圏	26,283	8	27	973	3	8	27	9,185	4,716	51.3	380	170	44.7	29	37	61,793	36.0	13,103	162.6
真庭交通圏	43,419	6	37	1,173	6	6	37	13,505	6,276	46.5	556	237	42.6	37	56	92,710	37.8	14,772	166.7
和気郡	13,833	3	16	865	5	3	16	6,528	2,353	36.0	224	103	46.0	21	26	43,664	43.8	18,557	194.9
浅口交通圏	33,555	8	55	610	7	8	55	18,365	6,574	35.8	625	244	39.0	69	85	93,783	37.1	14,266	150.1
加賀郡及び 岡山市建部町	10,610	6	22	482	4	6	22	7,847	3,872	49.3	374	156	41.7	17	22	54,653	40.3	14,115	146.1
苫田郡	12,528	3	10	1,253	3	3	10	3,650	1,715	47.0	143	49	34.3	12	16	22,188	28.6	12,938	155.2
勝田郡	10,944	1	6	1,824	6	1	6	1,461	675	46.2	52	21	40.4	4	6	8,676	31.1	12,853	166.8
久米郡	13,229	5	24	551	5	5	24	9,441	3,935	41.7	423	191	45.2	27	34	71,602	48.5	18,196	169.3

(注) 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。(福祉輸送事業限定事業者を除く。  
 2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。  
 3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。  
 4. 人口は自治体公表の数値(令和4年3月31日現在)

## 2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（1人1車制個人タクシーを除く。）

【山口県】

（令和3年度）

営業区域名	人口 住民登録 (人)	事業者 数 (者)	車両数 (両)	1車当 り人口 (人)	1事業 者当り 車両数 (両)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	延実働 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 (円)
						事業者数 (者)	車両数 (両)										実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
下関市	252,207	20	506	498	25	20	506	188,887	101,029	53.5	10,768	4,115	38.2	1,275	1,736	1,654,819	40.7	16,380	153.7
宇部市	161,097	10	310	520	31	9	288	97,599	47,078	48.2	5,898	2,373	40.2	699	931	942,107	50.4	20,012	159.7
山口市	192,241	14	254	757	18	12	244	90,617	46,727	51.6	5,531	2,171	39.3	554	732	832,677	46.5	17,820	150.5
萩交通圏	44,151	5	60	736	12	5	60	21,761	11,048	50.8	1,174	459	39.1	168	216	203,575	41.5	18,426	173.4
周南市	138,671	12	278	499	23	12	278	99,770	62,292	62.4	5,589	2,242	40.1	638	853	969,484	36.0	15,564	173.5
防府市	115,225	8	135	854	17	8	135	49,764	27,228	54.7	3,245	1,413	43.5	422	557	536,102	51.9	19,689	165.2
下松市	57,294	4	62	924	16	4	62	22,630	14,097	62.3	1,576	684	43.4	181	282	259,143	48.5	18,383	164.4
岩国交通圏	129,241	16	240	539	15	16	240	92,769	53,229	57.4	6,465	2,576	39.8	753	1,030	1,062,151	48.4	19,954	164.3
山陽小野田市	60,540	5	99	612	20	5	99	32,810	17,571	53.6	1,973	772	39.1	229	288	288,448	43.9	16,416	146.2
光市	49,633	4	53	936	13	4	53	19,345	11,619	60.1	1,107	451	40.7	125	157	167,991	38.8	14,458	151.8
長門市	31,993	5	65	492	13	5	65	22,630	11,596	51.2	1,086	428	39.4	116	143	161,928	36.9	13,964	149.1
柳井交通圏	30,338	4	79	384	20	4	79	28,835	17,969	62.3	1,967	879	44.7	235	314	314,937	48.9	17,527	160.1
美祿市	23,140	4	50	463	13	4	50	14,600	7,392	50.6	658	253	38.4	59	84	87,356	34.2	11,818	132.8
大島郡	14,798	4	13	1,138	3	4	13	4,472	2,477	55.4	297	113	38.0	22	28	36,842	45.6	14,874	124.0

(注) 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。(福祉輸送事業限定事業者を除く。)。  
 2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。  
 3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。  
 4. 人口は自治体公表の数値(令和4年3月31日現在)

## 営業区域一覧表

広島県

平成24年8月29日改正

営業区域名	市 町 村 名
広島交通圏	広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町
呉市 A	呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く）
呉市 B	呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域に限る）
竹原市	竹原市、三原市のうち広島空港の区域
東広島市	東広島市、三原市のうち広島空港の区域
三原市	三原市
尾道市	尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域を除く）
福山交通圏	福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る）
府中市	府中市
三次市	三次市
庄原市	庄原市
大竹市	大竹市
江田島市	江田島市
安芸高田市	安芸高田市
山県郡	安芸太田町、北広島町
世羅郡	世羅町
神石郡	神石高原町
豊田郡	大崎上島町
佐伯交通圏	廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町の区域に限る）、広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域に限る）
宮島	廿日市市（平成17年11月3日編入の旧佐伯郡宮島町の区域に限る）

鳥取県

営業区域名	市 町 村 名
鳥取交通圏	鳥取市、岩美郡岩美町
米子交通圏	米子市、西伯郡日吉津村、境港市のうち米子空港の区域
倉吉交通圏	倉吉市、東伯郡琴浦町、湯梨浜町、北栄町、三朝町
境港市	境港市
八頭郡	八頭町、若桜町、智頭町
西伯郡	南部町、伯耆町、大山町
日野郡	日野町、日南町、江府町

鳥根県

営業区域名	市 町 村 名
松江市	松江市
浜田市	浜田市
出雲市	出雲市
益田市	益田市
大田市	大田市
安来市	安来市
江津市	江津市
雲南交通圏	雲南市、飯石郡飯南町
仁多郡	奥出雲町
邑智郡	美郷町、邑南町、川本町
鹿足郡	津和野町、吉賀町
隠岐郡	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

## 岡山県

営業区域名	市 町 村 名
岡 山 市	岡山市（平成19年1月22日編入の旧赤磐郡瀬戸町、旧御津郡建部町の区域を除く）
倉敷交通圏	倉敷市、都窪郡早島町
津 山 市	津山市
玉 野 市	玉野市
笠 岡 市	笠岡市
井原交通圏	井原市、小田郡矢掛町
総 社 市	総社市
高 梁 市	高梁市
新 見 市	新見市
備 前 市	備前市
赤磐交通圏	赤磐市、岡山市（平成19年1月22日編入の旧赤磐郡瀬戸町に限る）
瀬戸内市	瀬戸内市
美作交通圏	美作市、英田郡西粟倉村
真庭交通圏	真庭市、真庭郡新庄村
和 気 郡	和気町
浅口交通圏	浅口市、浅口郡里庄町
加賀郡及び 岡山市建部町	加賀郡吉備中央町、岡山市（平成19年1月22日編入の旧御津郡建部町に限る）
苫 田 郡	鏡野町
勝 田 郡	勝央町、奈義町
久 米 郡	美咲町、久米南町

## 山口県

営業区域名	市 町 村 名
下 関 市	下関市
宇 部 市	宇部市
山 口 市	山口市（平成22年1月16日編入の旧阿武郡阿東町を除く）
萩 交 通 圏	萩市、阿武郡阿武町、山口市（平成22年1月16日編入の旧阿武郡阿東町に限る）
周 南 市	周南市
防 府 市	防府市
下 松 市	下松市
岩国交通圏	岩国市、玖珂郡和木町
山陽小野田市	山陽小野田市
光 市	光市
長 門 市	長門市
柳井交通圏	柳井市、熊毛郡上関町、田布施町、平生町
美 祢 市	美祢市
大 島 郡	周防大島町

### 3. 営業区域別1人1車制個人タクシー事業の概況

令和3年度

営業区域別	事業者数 (人)	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	総走行キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当たり		走行1キロ 当たり収入 (円)
											実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
広島交通圏	797	290,905	156,895	53.9	11,905	3,156	26.5	872	1,150	1,224,765	20.1	7,806	102.9
呉市 A	74	27,010	16,020	59.3	1,013	265	26.2	88	112	106,163	16.6	6,627	104.8
福山交通圏	64	23,360	12,525	53.6	556	175	31.4	45	61	65,311	13.9	5,214	117.5
岡山市	134	48,910	26,299	53.8	1,763	570	32.3	128	182	334,271	21.7	12,710	189.6
倉敷交通圏	32	11,680	6,463	55.3	351	127	36.2	33	42	50,993	19.7	7,890	145.5
岩国交通圏	9	3,285	1,718	52.3	125	44	35.0	12	15	10,354	25.4	6,027	83.0
周南市	12	4,380	3,527	80.5	229	80	35.0	20	28	23,324	22.7	6,613	101.9
宇部市	4	1,460	622	42.6	42	16	37.2	2	2	5,997	25.2	9,641	142.3
下関市	33	12,045	8,948	74.3	600	180	30.0	47	47	68,227	20.1	7,625	113.6

(注) 営業区域は、次のとおりである。

広島交通圏……………広島市(平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く)、廿日市市(平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く)、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町の区域。

呉市 A……………呉市(平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く)の区域。

福山交通圏……………福山市、尾道市(昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る)。

岡山市……………岡山市(平成19年1月22日合併の旧赤磐郡瀬戸町及び旧御津郡建部町を除く)

倉敷交通圏……………倉敷市及び都窪郡早島町の区域。

岩国交通圏……………岩国市及び玖珂郡和木町の区域。

周南市、宇部市、下関市……………既合併後の新市の区域。

#### 4. 福祉輸送事業限定事業者数の推移

県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)
管内計	29	643	894	鳥取県	29	26	32	岡山県	29	156	237
	30	671	921		30	26	31		30	163	239
	1	667	919		1	22	25		1	167	240
	2	689	964		2	23	34		2	170	244
	3	693	976		3	25	36		3	172	254
	29	339	445		29	58	76		29	64	104
広島県	30	350	458	高根県	30	64	85	山口県	30	68	108
	1	350	449		1	62	88		1	66	104
	2	357	470		2	71	94		2	70	111
	3	355	475		3	72	92		3	69	119

(注) 1. 福祉輸送事業限定……ケア輸送の対象となる旅客(介護保険法にかかると「要介護者」及び「要支援者」、身体障害者福祉法にかかると「身体障害者」の他、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であつて、単独では公共交通機関を利用することが困難な者)を①車椅子若しくはストレッチャーのためのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車、③セタン型等の一般車両を使用し、ケア輸送サービス従事者研修を修了した者が乗務する自動車を使用し、運送する事業。

## 5. ハイ・タク事業の運賃料金

(1) タクシー（公定幅運賃・自動認可運賃）

令和4年10月1日現在

種 類		広島県A地区	広島県B地区	岡 山 県	山 口 県	
距 離 制	特 定 大 型 車	初乗 加算 (1.5kmまで)	初乗 加算 (1.5kmまで)	初乗 加算 (1.3kmまで)	初乗 加算 (1.5kmまで)	
		800円 231m } } 90円	800円 254m } } 100円	790円 220m } } 100円	850円 209m } } 90円	
		750円 246m	730円 278m	740円 235m	800円 222m	
	大 型 車	730円 256m } } 90円	720円 279m } } 100円	710円 243m } } 100円	760円 231m } } 90円	
		680円 275m	650円 309m	670円 258m	720円 244m	
		660円 303m } } 80円	660円 331m } } 90円	640円 256m } } 80円	690円 272m } } 80円	
	普 通 車	620円 323m	600円 364m	600円 273m	650円 289m	
		時 速 10 km 以 下 の 走 行 時 間 に つ い て				
		1分25秒 } } 90円	1分35秒 } } 100円	1分20秒 } } 100円	1分20秒 } } 90円	
	大 型 車	1分30秒	1分45秒	1分25秒	1分20秒	
		1分35秒 } } 90円	1分45秒 } } 100円	1分30秒 } } 100円	1分25秒 } } 90円	
		1分40秒	1分55秒	1分35秒	1分30秒	
普 通 車	1分50秒 } } 80円	2分00秒 } } 90円	1分35秒 } } 80円	1分40秒 } } 80円		
	2分00秒	2分15秒	1分40秒	1分45秒		
	3 0 分 ま で ご と に					
特 定 大 型 車	3,900円 } } 90円	4,050円 } } 100円	4,600円 } } 100円	4,400円 } } 90円		
	3,660円	3,700円	4,310円	4,150円		
	3,550円 } } 90円	3,600円 } } 100円	4,050円 } } 100円	4,000円 } } 90円		
大 型 車	3,310円	3,250円	3,830円	3,790円		
	2,900円 } } 80円	2,800円 } } 90円	3,150円 } } 80円	2,800円 } } 80円		
	2,730円	2,550円	2,960円	2,640円		
普 通 車	1分25秒 } } 90円	1分35秒 } } 100円	1分20秒 } } 100円	1分20秒 } } 90円		
	1分30秒	1分45秒	1分25秒	1分20秒		
	1分35秒 } } 90円	1分45秒 } } 100円	1分30秒 } } 100円	1分25秒 } } 90円		
大 型 車	1分40秒	1分55秒	1分35秒	1分30秒		
	1分50秒 } } 80円	2分00秒 } } 90円	1分35秒 } } 80円	1分40秒 } } 80円		
	2分00秒	2分15秒	1分40秒	1分45秒		



令和4年10月1日現在

種 類		島根県本土 地区	島根県隠岐 地区	
距離 制 運 賃	距離 制	初乗 加算 (1.5kmまで)	初乗 加算 (1.5kmまで)	
		特定大型車	840円 208m } } 100円 780円 224m	760円 281m } } 120円 720円 297m
		大型車	790円 222m } } 100円 740円 237m	700円 289m } } 120円 670円 302m
	普通車	740円 261m } } 90円 690円 280m	670円 308m } } 100円 640円 322m	
	時間 距離 併用 制	時速10kmの走行時間について		
		特定大型車	1分15秒 } 100円 1分25秒	
		大型車	1分20秒 } 100円 1分30秒	
		普通車	1分35秒 } 90円 1分45秒	
	30分までごとに			
	時間 制 運 賃	特定大型車	5,000円 } } 4,650円	4,300円 } } 4,080円
		大型車	4,650円 } } 4,360円	3,950円 } } 3,790円
		普通車	3,600円 } } 3,360円	3,250円 } } 3,110円
30分までごとに				
待 料 金	特定大型車	1分15秒 } 100円 1分25秒	1分40秒 } 120円 1分45秒	
	大型車	1分20秒 } 100円 1分30秒	1分50秒 } 120円 1分55秒	
	普通車	1分35秒 } 90円 1分45秒	1分55秒 } 100円 1分55秒	

種 類		鳥 取 県	
距離 制 運 賃	距離 制	初乗 加算 (1.5kmまで)	
		特定大型車	720円 242m } } 100円 670円 260m
		大型車	680円 260m } } 100円 630円 281m
	中型車	650円 297m } } 90円 610円 316m	
	小型車	640円 333m } } 90円 600円 355m	
	時間 距離 併用 制	時速10km以下の走行時間について	
		特定大型車	1分30秒 } 100円 1分35秒
		大型車	1分35秒 } 100円 1分45秒
		中型車	1分50秒 } 90円 1分55秒
	小型車	2分00秒 } 90円 2分10秒	
	30分までごとに		
	時間 制 運 賃	特定大型車	4,300円 } } 4,010円
大型車		3,950円 } } 3,660円	
中型車		3,100円 } } 2,910円	
小型車		2,850円 } } 2,610円	
待 料 金	特定大型車	1分30秒 } 100円 1分35秒	
	大型車	1分35秒 } 100円 1分45秒	
	中型車	1分50秒 } 90円 1分55秒	
	小型車	2分00秒 } 90円 2分10秒	

自動車  
交通部編

令和4年10月1日現在

種類	広島県 A地区	広島県 B地区	岡山県	山口県	鳥根県 本土地区	鳥根県 隠岐地区	種類	鳥取県	
迎車回送料金	回送距離			回送距離が2 km以上の場合			迎車回送料金	回送距離が2 km以上の場合	
	特定大型車	初乗距離を限度として実車扱いとする。ただし、料金は初乗運賃額を限度とする。		340円	330円	330円		特定大型車	330円
	大型車	※上記以外に1車両1回毎に定額料金を収受する事業者、500mを限度として実車扱いとする事業者がいる。		340円	330円	330円		大型車	330円
	普通車			250円	220円	240円		中型車	270円
割増	深夜早朝	22時から翌朝5時まで2割増					割増	深夜早朝	左に同じ
	寝台車	寝台専用の固定する設備を有する車両で、その固定器具を使用したときに2割増						寝台車	左に同じ
割引	身体障害者割引	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳の提示等により本人と確認できたときに、身体障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の1割引					割引	身体障害者割引	左に同じ
	知的障害者割引	都道府県知事（政令指定都市及び都道府県知事から発行権限を委譲された中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳の提示等により本人と確認できたときに、知的障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の1割引						知的障害者割引	左に同じ
車種区分	特定大型車	別紙のとおり					車種区分	特定大型車	別紙のとおり
	大型車								
	普通車								
適用区域	広島市（旧佐伯郡湯来町を除く）、廿日市市（旧佐伯郡佐伯町・吉和町・大野町・宮島町を除く）及び安芸郡海田町・府中町・熊野町・坂町の区域	広島県のうち広島県A地区を除いた区域	岡山県全域	山口県全域	鳥根県のうち隠岐郡を除いた全域	鳥根県隠岐郡	適用区域	鳥取県全域	
実施年月日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和元年10月1日	実施年月日	令和元年10月1日	

- (注) 1. 運賃は、各種別ごとの幅運賃を記載。  
2. 平成14年2月1日より、自動認可運賃表の範囲内で各事業者が運賃を設定し、随時認可申請を行うことができる。  
3. 平成28年10月1日より、広島県A（広島交通圏）、広島県Bのうち呉市A・東広島市・尾道市・福山交通圏、岡山県のうち岡山市・倉敷交通圏・津山市、鳥取県のうち鳥取交通圏・倉吉交通圏・米子交通圏、山口県のうち下関市・宇部市・山口市・周南市・防府市・岩国交通圏、鳥根県のうち松江市・出雲市については公定幅運賃表の範囲内で各事業者が運賃を届出することとされている。  
4. 距離制運賃の初乗距離・初乗運賃を、加算距離・運賃1回分、又は2回分短縮している事業者がいる。  
5. 時間制運賃の加算を、20分を超えるまでは10分単位としている事業者がいる。  
6. 迎車回送料金、深夜早朝割増等を適用していない事業者がいる。  
7. 自動車運転免許証返納者割引等、独自の割引を導入している事業者がいる。

別紙

適用地域：広島県A地区、広島県B地区、島根県本土地区、島根県隠岐地区、岡山県地区、山口県地区  
 運賃適用上の車種区分（令和4年10月現在）

車種区分	自動車の大 き さ 等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員7人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。
大型車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。
普通	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車で乗車定員6人以下のもの。 身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員6人以下のもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人のもの。
備考	1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

自動車  
 交通部編

適用地域：鳥取県地区

運賃適用上の車種区分（令和4年10月現在）

車種区分	自動車の大 き さ 等
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員7人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。</p>
大 型 車	<p>普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。</p>
中 型 車	<p>普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車のうち乗車定員6人以下で小型車の車種区分に属するものを除くもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。ただし、小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員5人以下のもの及び道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車（以下「軽自動車」という。）で運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車を使用するものを除く。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員6人以下で、小型車の車種区分に属するものを除くもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人のもの。</p>
小 型 車	<p>小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員5人以下のもの。 身体障害者輸送車であって、小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員5人以下のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で長さが4.7メートル以下、乗車定員5人以下のもの。 軽自動車で福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員5人以下のもの。</p>
備 考	<p>1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。</p>

自動車  
交通部編

## (2) ハイヤー

令和4年10月1日現在

種類	車種	広島県A地区	広島県B地区	車種	山口県地区
距離制		初乗加算 (3kmまで)			加算 2時間以内ごとに、走行 距離40kmを超過した場合
	特別車	1,270円 411m 150円		特別 大型車	1.0km 1000円
	大型車	1,170円 460m 150円			
	中型車	1,070円 510m 150円			
	時間 距離 併用制	時速10km以下の走行時間について			
	特別車	2分30秒までごとに150円			
大型車	2分50秒までごとに150円				
中型車	3分5秒までごとに150円				
時間 制運賃		初乗加算 30分又は 7.5kmまで	初乗加算 30分まで	初乗加算 10分まで ごとに	初乗加算 2時間以内ごとに (走行距離40kmまで)
	特別車	3,740円 3,520円	3,740円	1,170円	特別 大型車
	大型車	3,410円 3,210円	3,410円	1,070円	
	中型車	3,100円 2,880円	3,100円	960円	
待料 料金	特別車	2分30秒までごとに150円			
	大型車	2分50秒までごとに150円			
	中型車	3分5秒までごとに150円			
1日 貸運賃		8時間または走行120kmまで			
	特別車	54,470円			
	大型車	49,120円			
中型車	43,790円				
割増	深夜早朝	23時から翌朝5時まで2割増			
車種 区分	特別車	普通自動車で、排気量が4,000cc以上のもの。		特別 大型車	普通自動車で、排気量が 4,000cc以上のもの又は 乗車定員7名以上のもの。
	大型車	普通自動車で、特別車以外のもの。		大型車	普通自動車で、特別大 型車以外のもの。
	中型車	小型自動車のうち、自動車の長さが4.6m以上のもの。			
適用車両	ハイヤー運賃適用車両として、管轄運輸支局に届け出た車両とする。				
実施年月日	令和元年10月1日		令和元年10月1日		令和元年12月24日

※この運賃・料金は例示です。異なる運賃・料金を適用している事業者もあります。

# IV 貨物関係

## 1. トラック事業者数の推移

各年度末現在

事業種別 \ 年 度	29	30	元	2	3
広島県	1,674	1,673	1,690	1,690	1,711
一般	1,508	1,509	1,526	1,528	1,543
特別積合せ(路線)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)
特定	38	36	34	34	34
霊柩	128	128	130	128	134
鳥取県	324	331	337	335	337
一般	295	302	310	310	312
特別積合せ(路線)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特定	4	4	2	2	2
霊柩	25	25	25	23	23
島根県	416	419	412	419	416
一般	372	375	370	376	373
特別積合せ(路線)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
特定	5	4	3	3	3
霊柩	39	40	39	40	40
岡山県	1,264	1,257	1,257	1,259	1,261
一般	1,151	1,148	1,158	1,162	1,167
特別積合せ(路線)	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)
特定	42	40	36	35	32
霊柩	71	69	63	62	62
山口県	694	692	686	684	680
一般	629	627	624	623	619
特別積合せ(路線)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特定	8	8	6	4	3
霊柩	57	57	56	57	58
管内計	4,372	4,372	4,382	4,387	4,405
一般	3,955	3,961	3,988	3,999	4,014
特別積合せ(路線)	(26)	(26)	(26)	(26)	(25)
特定	97	92	81	78	74
霊柩	320	319	313	310	317

(注) 特別積合せ(路線)は一般の内数である。

## 2. トラック事業車両数の推移

各年度末現在

事業種別 \ 年 度	29	30	元	2	3
広島県	31,922	32,425	32,784	32,837	33,290
一般	31,435	31,894	32,311	32,360	32,837
特別積合せ（路線）	(362)	(361)	(360)	(354)	(251)
特定	126	148	96	95	90
霊柩	361	383	377	382	363
鳥取県	5,665	5,725	5,804	5,830	5,889
一般	5,544	5,609	5,706	5,739	5,802
特別積合せ（路線）	(142)	(132)	(130)	(136)	(119)
特定	32	29	11	14	11
霊柩	89	87	87	77	76
島根県	5,976	6,037	6,068	6,160	6,202
一般	5,830	5,896	5,917	6,030	6,072
特別積合せ（路線）	(161)	(126)	(126)	(105)	(104)
特定	36	30	27	20	19
霊柩	110	111	124	110	111
岡山県	27,014	27,547	27,775	28,321	29,002
一般	26,536	27,083	27,339	27,892	28,593
特別積合せ（路線）	(412)	(412)	(414)	(408)	(354)
特定	181	174	138	135	128
霊柩	297	290	298	294	281
山口県	15,179	15,330	15,632	15,738	15,615
一般	14,887	15,030	15,206	15,460	15,360
特別積合せ（路線）	(177)	(182)	(184)	(184)	(151)
特定	59	58	41	35	23
霊柩	233	242	228	243	232
管内計	85,756	87,064	88,063	88,886	89,998
一般	84,232	85,512	86,479	87,481	88,664
特別積合せ（路線）	(1,254)	(1,213)	(1,214)	(1,187)	(979)
特定	434	439	313	299	271
霊柩	1,090	1,113	1,271	1,106	1,063

(注) 特別積合せ（路線）は一般の内数である。

### 3. 特別積合せトラック事業者の概況

(管内事業者)

県別	事業者名	代表者名	主たる事務所の位置
広島県	福山通運(株)	小丸 成洋	福山市東深津町四丁目20-1
	佐藤重輸(株)	佐藤 寛文	福山市南松永町2丁目7-8
	(株)丸二運送	小野 功嗣	呉市築地町4-7
	芸備運輸(株)	坂井 成臣	広島市西区草津港三丁目2-1
	中国新潟運輸(株)	甲斐 雅彦	広島市西区草津港二丁目6-10
	N X 備通(株)	鷺尾 忠彦	福山市西町二丁目16-18
	(株)吉富運輸	上田 勇次	東広島市西条吉行東2丁目1-35
	(株)C L O	平岩由紀雄	広島市西区草津港二丁目6-60
	サクマ運輸(株)	佐久間 栄	廿日市市宮内六本松917-13
	双葉運輸(株)	為廣 尚武	広島市西区山田町539
	広島急送(株)	實光 広宣	広島市安佐北区口田町873-8
	山陽トラック(株)	松島 範明	三原市明神5丁目2-1
	シモハナ物流(株)	下花 実	安芸郡坂町横浜中央1丁目6-30
	(株)ロジコム・アイ	大上 昭二	広島市東区矢賀新町五丁目7-4
	(株)藤伸	藤川 晃伸	広島市佐伯区五日市港四丁目2-1
	トナミ運輸中国(株)	山本 聡	広島市中区南吉島二丁目3-28
(株)ムロオ	山下俊一郎	呉市中央一丁目6-9	
鳥取県	日ノ丸西濃運輸(株)	仲島 宏政	鳥取市湖山町東三丁目40
	鳥取貨物運送(株)	田中 功	鳥取市千代水二丁目98
島根県	山陰福山通運(株)	八田 弘明	松江市東津田町1247
岡山県	岡山県貨物運送(株)	遠藤 俊夫	岡山市北区清心町4-31
	岡山福山通運(株)	八田 弘明	高梁市落合町近似89-1
	(株)ソーデン社	山元 隆	岡山市南区箕島377-4
山口県	中国名鉄運輸(株)	榊本 幸三	山口市小郡上郷5172
	マルケー萩貨物自動車(株)	黒瀬 秀俊	萩市土原383-5



# V 貨物利用運送事業関係

## 1. 貨物利用運送事業者数の推移

各年度末現在

事業種別	年 度		29	30	元	2	3
	運送機関						
第一種利用 運送事業	鉄 道		6	6	6	6	6
	自 動 車		3,524	3,544	3,570	3,596	3,622
	内 航		161	159	159	158	158
	外 航		6	6	6	6	6
	合 計		3,697	3,715	3,741	3,766	3,792
第二種利用 運送事業	鉄 道		61	61	62	61	61
	航 空		6	6	6	6	6
	内 航		16	16	16	18	18
	外 航		7	8	8	8	8
	合 計		90	91	92	93	93
総 合 計		3,787	3,806	3,833	3,859	3,885	

(注) 第一種利用運送事業の自動車にかかる事業者数は、各年度の第一種利用運送事業を登録、廃止した事業者の増減を計上した事業者数である。平成25年度分から管内移転、管外移出分の増減を計上している。

また、航空の事業者数については、中国管内に主たる事務所を置く事業者数とした。

## 2. 駅別、鉄道取扱貨物実績の推移

(取扱トン数)

県	年 度		29	30	元	2	3
	駅						
広島県	広島貨物ターミナル		586,645(20者)	563,343(24者)	576,788(22者)	580,034(23者)	578,177(23者)
	大 竹		208,641(7者)	184,010(5者)	205,051(7者)	191,333(7者)	182,794(6者)
	東 福 山		223,763(10者)	305,365(11者)	256,440(11者)	226,679(12者)	298,268(11者)
	糸崎新営業所 ※1		66,676(4者)	28,723(3者)	23,838(3者)	0(0者)	0(0者)
	合 計		1,085,725(41者)	1,081,441(43者)	1,062,117(43者)	998,046(42者)	1,059,239(40者)
鳥取県	伯 耆 大 山		73,573(4者)	264,863(7者)	281,299(6者)	238,358(6者)	259,832(7者)
	米 子						
	湖山オフレールステーション		3,697(3者)	12,227(3者)	12,495(4者)	11,341(4者)	11,123(4者)
	合 計		77,270(7者)	277,090(10者)	293,794(10者)	249,699(10者)	270,955(11者)
島根県	東松江新営業所 ※2		42,503(6者)	38,011(5者)	38,754(5者)	34,537(4者)	39,473(4者)
	合 計		42,503(6者)	38,011(5者)	38,754(5者)	34,537(4者)	39,473(4者)
岡山県	岡山貨物ターミナル※3		674,160(23者)	664,342(21者)	647,729(19者)	541,094(22者)	783,375(22者)
	東 水 島		577,156(12者)	513,946(12者)	274,291(11者)	440,393(13者)	419,177(11者)
	倉敷貨物ターミナル		0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)
	合 計		1,251,316(35者)	1,178,288(33者)	922,020(30者)	981,487(35者)	1,202,552(33者)
山口県	新 南 陽		165,787(15者)	149,576(17者)	187,461(15者)	173,965(19者)	217,419(18者)
	下 関		125,553(10者)	89,981(8者)	107,932(8者)	100,739(7者)	98,879(9者)
	岩 国		0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)
	防府貨物新営業所 ※4		109,922(7者)	86,213(7者)	95,925(4者)	47,605(5者)	52,855(5者)
	宇 部		176,925(7者)	99,986(8者)	123,567(9者)	122,830(11者)	114,758(8者)
	美 祿						
合 計		578,187(39者)	425,756(40者)	514,885(36者)	445,139(42者)	483,911(40者)	
総 合 計		3,035,001(128者)	3,000,586(131者)	2,831,571(124者)	2,708,908(133者)	3,056,130(128者)	

※1 糸崎オフレールステーションから改称 ※2 東松江オフレールステーションから改称 ※3 西岡山駅から改称

※4 防府貨物オフレールステーションから改称 ※5 伯耆大山駅に統合 ※6 貨物の取扱を廃止

(注) 報告のあった「鉄道貨物利用運送事業駅別取扱実績」の集計であり、( ) 書きは、そのうち実績のあった事業者数である。

自動車  
交通部編